

平成 30 年 3 月 22 日

## 介護サービス事業所の行政処分等について

市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項、第 78 条の 10、第 84 条第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項及び第 115 条の 45 の 9 の規定に基づき、下記のとおり介護サービス事業所の指定を取り消すことを決定しました。

### 記

#### 1 事業者の名称

名 称 株式会社ユープラザ  
代表取締役 伊藤 大輔

#### 2 処分の対象となる事業所名等

- (1) 事業所名 あっとほーむユープラザ  
事業所所在地 東京都八王子市千人町四丁目 3 番 17 号  
サービス種別 訪問介護、介護予防訪問介護、第一号訪問事業
- (2) 事業所名 あっとほーむユープラザ  
事業所所在地 東京都八王子市千人町四丁目 3 番 17 号  
サービス種別 地域密着型通所介護、介護予防通所介護、第一号通所事業
- (3) 事業所名 介護相談センター あっとほーむユープラザ  
事業所所在地 東京都八王子市千人町四丁目 3 番 17 号  
サービス種別 居宅介護支援

#### 3 処分の内容

指定の取消し

#### 4 指定取消日

平成 30 年 3 月 15 日（指定取消決定日）  
平成 30 年 4 月 18 日（指定取消効力発生日）

## 5 処分理由

### (1) 指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所、指定第一号訪問事業所

#### ア 不正の手段による指定申請（介護保険法第 77 条第 1 項第 9 号、第 115 条の 9 第 1 項第 8 号）

事業所の開設にあたり、指定申請書に常勤のサービス提供責任者として記載のあった従業員は、開設当初から法人の代表者に命じられて併設する通所介護事業所の業務に従事していた。また、雇用契約を結んでいない者を常勤の訪問介護員として届け出た。さらに、非常勤の訪問介護員として記載された従業員は、人員基準を満たすために事業所が確保しなければならないサービス提供時間を満たしていなかった。

臨時株主総会に出席していない者を出席取締役として議事録に記載、押印、また、明らかに役員になれない者を、役員名簿に記載して届け出た。

これらの、不正の手段による指定申請を行い、指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所の指定を受けた。

#### イ 不正請求（介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号、第 115 条の 45 の 9 第 2 号）

訪問介護サービスにおいて、次のとおり介護報酬の不正請求を行った。

- (ア) 訪問介護員の資格がない従業員がサービス提供を 1 回行い、これについて請求した。
- (イ) 明らかに勤務ができない者をサービス担当者としてサービス実施記録を作成し、延べ 4 回について請求した。
- (ウ) 虚偽の従業員の名前をサービス実施記録に記載し、延べ 79 件請求した。
- (エ) サービス実施記録は確認できていないにもかかわらず、延べ 75 回請求した。
- (オ) 少なくとも平成 28 年 7 月から平成 28 年 10 月まで及び平成 29 年 4 月から 7 月までにかけてサービス提供責任者の配置に伴う減算を行わなかった。

#### ウ 虚偽報告（介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号、第 115 条の 9 第 1 項第 6 号）

本市の監査において、次のとおり虚偽の報告を行った。

- (ア) 勤務実態のない従業員が作成したとする訪問介護計画書を提出した。
- (イ) サービス提供の実態がないのに、架空のサービス実施記録を作成し提出した。
- (ウ) 指定申請時に雇用契約を結んでいない者の給与明細及び出勤記録を提出した。
- (エ) サービスの提供を行っていない従業員の名前をサービス実施記録に記載し提出した。

#### エ 虚偽答弁（介護保険法第 77 条第 1 項第 8 号、第 115 条の 9 第 1 項第 7 号）

本市の監査において、次のとおり虚偽の答弁を行った。

- (ア) 法人の代表者作成の離職証明書が提出されている元従業員がサービス提供を行っていたと証言した。
- (イ) 無資格の従業員による訪問介護サービスについて、介護報酬を請求しているにもかかわらず、介護報酬の請求はしていないと証言した。

オ 法令違反（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 6 号）

指定第一号訪問事業所

指定第一号訪問事業所と一体的に運営されている指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所において不正、虚偽等が行われていた。

(2) 指定地域密着型通所介護事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定第一号通所事業所

ア 不正請求（介護保険法第 78 条の 10 第 8 号）

少なくとも延べ 40 回について架空のサービス実施記録を作成し介護報酬を請求、少なくとも延べ 13 回について架空の連絡帳を作成し介護報酬を請求及び実際の提供時間の区分より多い区分で、延べ 243 回について介護報酬の請求を行った。

イ 虚偽報告（介護保険法第 78 条の 10 第 9 号、第 115 条の 9 第 1 項第 6 号）

本市の監査において、次のとおり虚偽の報告を行った。

(ア) 通所サービスを行っていないにもかかわらず、行ったとする送迎業務日誌、バイタル記録及び連絡帳を提出した。

(イ) 代表者の指示により作成された、架空の連絡帳を提出した。

(ウ) 5 時間以上 7 時間未満のサービス提供しか行っていないにもかかわらず 7 時間以上 9 時間未満の時間を記載した連絡帳を提出した。

ウ 虚偽答弁（介護保険法第 78 条の 10 第 10 号、第 115 条の 9 第 1 項第 7 号）

本市の監査において、次のとおり虚偽の答弁を行った。

(ア) 週 4 回のサービスを行っていないにもかかわらず基本的にはケアプランどおり、サービス提供票の予定どおり週 4 回利用していたという証言をした。

(イ) サービスを行っていないにもかかわらず週 1 回利用していたという証言をした。

(ウ) 平成 28 年 8 月以前の通所介護サービスの開始から終了の時間について、実際の時間より長い午前 9 時から午後 4 時 15 分であるという証言をした。

エ 法令違反（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 6 号）

指定第一号通所事業所

指定第一号通所事業所と一体的に運営されている指定地域密着型通所介護事業所、指定介護予防通所介護事業所において不正、虚偽等を行っていた。

(3) 指定居宅介護支援事業所

ア 不正不当行為（介護保険法第 84 条第 1 項第 11 号）

管理者は担当する利用者が利用している個別事業所の不正行為を知りつつ、給付管理を行わずに介護報酬の請求のほう助を行っていた。

イ 不正請求（介護保険法第 84 条第 1 項第 6 号）

実態と異なるケアプランを作成し、延べ 16 回について、介護報酬を請求していた。また、利用者のケアプランを適切に作成（変更）していないにもかかわらず、3 ヶ月にわたり報酬請求について運営基準減算を行っていなかった。

ウ 虚偽答弁（介護保険法第 84 条第 1 項第 8 号）

本市の監査において、次のとおり虚偽の答弁を行った。

(ア) 管理者自ら不正請求の隠ぺい工作を指示するなど、併設する訪問及び通所介護事業所の不正請求の事実を知っていたにもかかわらず、不正請求は知らないという証言をした。

(イ) 管理者の併設の訪問及び通所介護事業所の従業員に対して書類の改ざんを命じたことを否定した証言をした。

**6 指定取消に伴う返還予定額**

25,075,870 円（八王子市分のみ、加算額含む）

**7 市長コメント**

このような不正は、介護保険制度の信頼を大きく損なうものであり、指定取消という重大な行政処分に至ったことは非常に遺憾に思っている。

今後、各事業者に集団指導などを通じて、法令順守の徹底を改めて呼びかけていく。

（問合せ先）

福祉部 高齢者いきいき課長 元木

電話 042-620-7452